②役員の社宅

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | 備考 |
| 役員に社宅などを貸したときの賃料相当額 | 1. 小規模な住宅である場合の賃料相当額は、①～③の合計額となる。    1. (その年度の建物の固定資産税の課税標準額)×0.2％    2. 12円×(その建物の総床面積(㎡)÷3.3㎡)    3. (その年度の敷地の固定資産税の課税標準額)×0.22％ 2. 小規模でない住宅かつ、自社所有の社宅の場合の賃料相当額は、④と⑤の合計額の1/12となる。 3. （その年度の建物の固定資産税の課税標準額）×12％ ただし建物の耐用年数が30年を超える場合には10％を乗じる。 4. （その年度の敷地の固定資産税の課税標準額）×6％  * 役員に対し無償で貸与する場合には、賃貸料相当額が給与として課税 * 役員から賃貸料相当額より低い家賃を受け取っているときには、賃貸料相当額と受け取っている家賃との差額が給与として課税 * 現金で支給される住宅手当や入居者が直接契約している場合の家賃負担は、社宅の貸与とは認められないので、給与として課税 |  |